

報 道 資 料

(令和7年5月2日)

◆件名	市職員が運転免許証を失効のまま公用車を運転						
◆覚知日時	令和7年4月26日（土）16時頃						
◆概要	・歴史文化課登呂博物館に勤務する職員が、運転免許証の更新手続きを怠り、失効したままで公用車を運転していました。 運転免許証の有効期限：令和7年4月19日 失効後の運転：4月20日走行距離約60km、4月23日同約41km ・当該職員による自家用車の運転は確認されませんでした。						
◆経緯と対応状況	<table border="1"> <tr> <td>4/26</td><td>登呂博物館館長が当該職員の運転免許証を確認。有効期限切れを覚知</td></tr> <tr> <td>4/28</td><td>当該職員が運転免許証の再交付手続き。翌日、館長が確認</td></tr> <tr> <td>5/1</td><td>「事務の適正処理確認票」の取りまとめの結果、本件以外に同様事案がないことを確認</td></tr> </table>	4/26	登呂博物館館長が当該職員の運転免許証を確認。有効期限切れを覚知	4/28	当該職員が運転免許証の再交付手続き。翌日、館長が確認	5/1	「事務の適正処理確認票」の取りまとめの結果、本件以外に同様事案がないことを確認
4/26	登呂博物館館長が当該職員の運転免許証を確認。有効期限切れを覚知						
4/28	当該職員が運転免許証の再交付手続き。翌日、館長が確認						
5/1	「事務の適正処理確認票」の取りまとめの結果、本件以外に同様事案がないことを確認						
◆原因	・当該職員が運転免許証の更新を失念していました。 ・静岡市では、公用車を運転する際には、所属長等が運転しようとする職員の運転免許証の有効期限を確認することとなっています。登呂博物館では、それを怠っていました。						
◆今後の対応	歴史文化課登呂博物館における対策 ・公用車を運転する際に館長(不在の場合はほかの職員)による運転免許証の確認を徹底します。 全庁的な対策 ・運転免許証の確認を徹底するために、各庁舎の公用車貸出窓口など、公用車を運転する前に目が付く箇所に注意喚起文を掲示しました。						
◆問い合わせ	1 本事案に関すること 歴史文化課 平野 電話 054-221-1066 <u>登呂博物館 岡村</u> 電話 054-285-0476 2 事務の適正処理確認票と全庁的な対策に関すること コンプライアンス推進課 近藤・石橋 電話 054-221-1470						